

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年十月五日

広島県西部農林水産事務所長 吉野 栄 作

東広島市					事業主体
風早地区	中村地区 門出工区	大渡地区	小宿根地区	赤崎地区	地区名
農業用道路整備事業	区画整理事業				事業名
平成一四年一月三一日	平成一二年二月八日	平成一七年二月一三日	平成一二年一月二五日	平成五年二月一九日	完了年月日